

施設使用料減免説明に関する Q&A

◎共通事項

Q 資料 P5 の「減免」について、減額なのか免除なのか。

A :資料 P5 については「免除」が正しいです。

Q コロナで合唱ができない。活動ができない。社会教育関係団体の人数 15 名集まり
難しい中、認定が受けることができるのか。

A 社会教育関係団体の認定の要件の 1 つが、団体の構成員が市民 15 名以上となっています。
コロナの関係でメンバーが少なくなっているとのことなので、認定の審査を行う社会教育委員会
議とも相談しながら決めます。

Q 激変緩和が適応されるのは 4 月または 10 月どちらから始まるのか。

A 10 月使用分から激変緩和の対象となります。

Q 減免基準 3 は市内の事業所だけか。

A 市内、市外の区別はありません。

Q 使用料の具体的な支払い方法はいつどこへどのようにするのか。

A 利用される施設により異なりますので、それぞれの利用施設で確認してください。

Q 資料 P5 記載のとおり各協会主催の大会は減免の対象か、またオープンの大会は減
免の対象か。

A 協会主催の大会で所属の全チームを対象とした大会は減免の対象となります。オープンの大
会についても、誰でも参加できる大会の場合は減免の対象となります。

Q 減免基準 5 に該当するかどうかの構成員の確認は、使用の都度名簿を提出しなけれ
ばならないのか。

A 年度の当初に一度いただいて判断します。

Q 老人会の活動は免除の対象か。

A 老人会だからといってすべての活動が減免にはなりません。活動の内容によって減免になる
かを判断します。

Q 基本的には大人の利用だが、子どもが使用する日もある。この場合は減免基準の 5
に該当するのか。

A 市内在住の子どもの使用する日（構成員の過半数が市内に在住する中学生以下の者で構成さ
れた団体が利用する場合）については、減免基準の 5 に該当します。

Q 現在の活動している団体が減免の対象となるのかわからない。抽象的すぎる。今までの活動の内容を見て、1つ1つの団体に減免の対象となるかどうかを通知しないのか。

A 団体がどういう目的内容で施設を利用するかで減免の対象となるかを考えます。各団体個別に通知することは考えていませんのでご了承ください。

Q お金の管理をしっかりしていただけるのか。免除の対象となる報告書を毎回提出しなければならないのか。

A 納付書の控えと入金の確認をしています。当初に出していただくメンバー表で確認させていただくため、その都度毎回必要とはなりません。

Q 自分のサークルが減免の対象となるのか。どのタイミングではっきりしたガイドラインがでてくるのか。減免対象となるのかならないのか、ファジーな団体もある。各サークルに何か通知する必要があるのではないか。団体の活動内容で減免の判断をするなら申請のつどに内容を吟味されて減免の対象となるかならないかを見ていくのか。

A 4回の説明会と各地区公民館での質問の回答を作ってホームページで公表します。公表する時期は未定です。10月からは活動の内容によって、減免されるかどうかを判断します。資料P5の記載のとおり、活動に応じて減免の対象になります。大半の社会教育関係団体や地区公民館登録サークルは減免からは外れますが、活動の内容によって対象となります。その都度申請の手続きや減免の判断をするのは事業担当課や施設の管理者となります。

Q 納付方法は当日までにとっており、使用して帰りに支払うことはできますか。

A 使用前にお支払い願います。

Q 社会教育認定団体は減免対象になりますか。

A 社会教育認定団体ということでは、減免対象にはなりません。活動内容で判断します。

Q 文教施設等維持管理基金の公表はありますか。

A 公表します。

◎中央公民館（教育文化会館）・地区公民館・産業文化会館に関する事項

Q 教育文化会館展示室の夜間利用について

A 免除するかどうかの基準があります。不特定多数が参加できるのか、またどういった展示をするのが判断の基準になります。

展覧会が複数日続く場合、夜間の使用料はかかりません。

Q 協会主催の大会の抽選会での中央公民館の利用は？

A 協会主催の大会で所属の全チームを対象とした大会のための抽選会での中央公民館の使用についても1回に限り免除となります。

Q 資料P3の教育文化会館の書いてない施設は何円か。

A 表に記載にない施設は500円になります。

Q 産業文化会館のマイク代、設備費はかかっていたがどうなるか。健全育成会は地域教育の団体になる。今まで産業文化会館の使用料は減免にはなっていなかった。

A 減免基準に該当すれば、産業文化会館の使用料、マイク代、設備費も減免の対象となります。

Q 中央公民館の3階の第3研修室は書いてないが、500円でいいのか。市民総合文化祭の俳句大会は免除になるか。

A 500円となります。市民総合文化祭は減免基準の1に該当し免除となります。

Q 教育文化会館の附属設備の使用料はどうなるか。ピアノ、アップライトなど。

A 激変緩和の金額には、附属設備の使用料金も含まれます。

Q 地区公民館は電気代必要ないのか。

A 激変緩和の対象となる場合、地区公民館の電気代はかかりません。使用料を含めて500円となります。

Q 激変緩和措置期間中の地区公民館使用料は500円となり、月3回の使用で当日までに支払うということは、月初めに1,500円を支払えばいいのでしょうか。

A 月3回の利用であれば、毎回当日までにお支払い願います。

Q 地区公民館使用料500円は、サークル単位で500円ですか、個人で500円ですか。

A 激変緩和の対象となる場合、サークル単位で1回500円となります。

Q 地区公民館使用料500円の中に電気代と冷暖房費を含んでいますか。

A 激変緩和の対象となる場合、500円の中に含んでいます。

Q 地区公民館の備品の使用料はいりますか。

A 地区公民館では、備品の使用料を設定していませんので無料となります。

Q 激変緩和措置経過後の地区公民館使用料は、1,250 円と決定していますか。人数による料金は考えていませんか。

A 利用状況等を検証し、金額や人数等についても激変緩和措置終了までに検討していきます。

Q 中央公民館と地区公民館の使用料は同じですか。

A 中央公民館は 300 円、500 円、1,000 円になりますが、地区公民館は全ての部屋が 500 円です。

Q ボランティア活動時の減免申請については、毎回出すのですか。

A ボランティア活動に行かれる時は、毎回提出願います。

Q ボランティアで施設訪問するための練習は、免除となりますか。

A ボランティア活動日の直近 1 ヶ月の 1 回のみ免除となります。

Q 市主催を受けられるように文化祭等に参加して、使用料を免除して欲しい。

A 市の事業に関わりがあれば免除になりますが、普段のサークル活動は免除になりません。

Q 文化祭の練習に関しては、3 ヶ月前から使用料を免除して欲しい。

A 普段のサークル活動は免除になりません。

Q 激変緩和措置の 500 円の本来の金額は、いくらですか。公民館から要請があって準備する場合は、免除となりますか。

A 地区公民館は、午前、午後は 1,250 円、夜間は 1,900 円です。公民館(市)からの要請であれば免除となります。

Q 「激変緩和の経過措置」とは何ですか。

A 社会教育関係団体・地区公民館登録サークルについては負担を少なくするため、5 年間、地区公民館使用料は 500 円で、その後は、利用状況等を見ながら、検討していくということです。

◎体育館・グラウンド・テニスコートに関する事項

Q 小学校・中学校の体育館の支払い金額は？

A 激変緩和の対象となる場合、電気代の 520 円+激変緩和の 300 円となります。

Q 協会主催の大会での体育館の利用は免除となるか？

A 協会主催の大会で所属の全チームを対象とした大会は減免の対象となりますので、体育館の使用は免除となります。

Q テニスコートの利用について、小学生、中学生の利用時 50%減免になる。テニス種目だけが免除とならない。

A テニスコートはⅢ分類の施設として民間でも提供している施設となります。Ⅱ分類の体育館でのテニス使用については、免除となります。今回の見直しでは、施設の公共性から分けていますので、ご理解ください。小中学生が利用の場合、テニスコートは激変緩和の対象ともなっていないので、規定の 50%の料金となります。

Q 1年に1度小学校の体育館で高野口地区3世代の運動会をしている。この場合どうなるのか。

A 活動内容は、地域づくりのために開催されています。そのため減免基準の2に該当すると考えます。

Q 南馬場緑地広場グラウンドは、使用料見直しに該当しますか。

A 該当しません。無料で使用できます。

◎個別の団体にかんする事項

Q 防災士の会の活動は免除対象となるか。

A :資料P5のとおり防災士の会については免除となります。

Q 橋本市保育園こども園保護者会連合会や小学校のPTAなどは地域教育推進団体にあたるのか。

A 地域教育推進団体と考えますが、その団体の活動がすべて免除されるということではありません。使用目的によって考えるとなっているので、担当課とも相談しながら判断します。

Q 所管課、担当課の意味は？

A 該当事業や該当団体がかかわりのある市担当課を想定しています。和歌山県中途失聴難聴者協会橋本支部、中途失聴難聴者交流会の団体の場合は、福祉課が所管課、担当課となります。団体の事業内容、目的を担当課に確認しながら減免の対象となるかを判断します。

Q 友愛ライオンズクラブは減免基準の5に当たるのか。応其小学校体育館、住吉運動公園グラウンドもII分類となるのか。免除となるか。

A 子どもの団体のため減免基準の5に当たります。応其小学校体育館、住吉運動公園グラウンドもII分類となり、利用される場合。免除となります。

Q 手話サークルは、どこにあたるのか。どのサークルがどこに当たるかの通知はあるのか。

A 手話サークルは減免基準3に当たると考えます。団体がどういう目的で施設を利用するかで減免の対象となるかを考えます。各団体個別に通知することは考えていませんのでご了承ください。

Q げんきらりー教室は減免になりますか。

A いきいき健康課が所管となります。

Q いきいき百歳体操は減免になりますか。

A いきいき健康課が所管となります。

Q 老人会の行事は減免になりますか。

A 活動内容によって判断します。

Q 橋本市文化協会の会議は減免になりますか。

A 橋本市文化協会の本来の目的の会議や協会所属の全団体を対象とした大会・展示会等は、減免になります。